

令和5年7月31日

厚生労働大臣
加藤 勝信 先生

公益社団法人日本医師会
会長 松本吉郎

令和5年10月以降における新型コロナウイルス感染症対策への財政支援について（要望）

貴職におかれましては、本年5月8日以降の新型コロナウイルス感染症の感染症法上の類型変更後の医療提供体制の確保にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

日本医師会といたしましても、全国の都道府県医師会・郡市区医師会に対し、移行計画の策定や今夏の感染拡大に備えた保健・医療提供体制の点検・強化について、行政や関係者との協議を求めるなど、なお一層の体制づくりをお願いしているところです。また、四病院団体協議会をはじめ病院団体とも連携してまいります。

ただし、類型が変更されても、ウイルスの感染性は変わりません。医療機関では引き続き感染対策をはじめ、様々な対応を講じる必要性がありますことから、診療報酬上の適切な評価、病床確保料等の財政支援が引き続き必要となります。

また、感染拡大期には、やはり保健所や地方自治体による入院調整や健康観察等の支援も必要となり、その体制整備のための財政支援も重要となります。

さらに、オミクロン株が主流となって以降、要介護高齢者の感染が増加し、医療機関に介護の負荷が増加していることを踏まえ、介護保険施設等における医療支援を充実させるとともに、中小病院が入院を引き受けられるように適切な対策を講じることも必要であります。

つきましては、今後の各地域における医療提供体制への取り組みを支えるため、以下の財政支援について要望いたします。

記

- 一、次の感染症に備えるため、改正感染症法（令和6年4月1日施行分）に基づく、病床確保や発熱外来等の協定締結を進捗させるための支援
- 一、地域の外来医療体制の維持・充実のための支援
- 一、緊急包括支援事業のうち病床確保料等の必要な事業の継続
- 一、地域医療介護総合確保基金による介護施設等のかかりまし経費等の支援策の継続
- 一、検査や診療を受けない・受けられないといったことがないように、国民が医療機関にかかる際に、高額な治療薬などの費用負担が発生しない支援
- 一、診療報酬上の必要な措置の継続
- 一、介護保険施設をはじめ高齢者施設等に対する医療支援への対策
- 一、中小病院における要介護高齢者等の入院受入への対策

以上